

## ◆地質・土質調査業務共通仕様書及び土木設計業務等共通仕様書の運用について

地質・土質調査業務共通仕様書第108条第3項、土木設計業務等共通仕様書第1107条第3項及び第1108条第2項に規定する「技術士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者」と認め承諾する場合の判断基準は、下記を基本とします。

### 記

#### ○地質・土質調査業務

次のいずれかに該当し、技術士と同程度の知識及び技術を有する者とする。

1. 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学卒業者にあつては、地質・土質調査業務について13年以上（大学院修了の場合、修学年数を実務年数と見なす）の実務経験を有する者。
2. 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校卒業者にあつては、地質・土質調査業務について15年以上の実務経験を有する者。
3. 学校教育法による高等学校卒業者にあつては、地質・土質調査業務について17年以上の実務経験を有する者。

#### ○土木設計業務等

次のいずれかに該当し、技術士と同程度の知識及び技術を有する者とする。

1. 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について13年以上（大学院修了の場合、修学年数を実務年数と見なす）の実務経験を有する者。
2. 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について15年以上の実務経験を有する者。
3. 学校教育法による高等学校卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について17年以上の実務経験を有する者。

## 「地質・土質調査業務共通仕様書（令和元年7月）抜粋」

### 第108条 主任技術者

1. 受注者は、地質・土質調査業務における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 主任技術者は、契約図書等に基づき、地質・土質調査業務に関する管理を行うものとする。
3. 主任技術者は、技術士（業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）の資格保有者又は地質調査技士であり日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
4. 主任技術者は、監督員が指示する関連のある地質・土質調査業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
5. 主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

## 「土木設計業務等共通仕様書（令和元年7月）抜粋」

### 第1107条 主任技術者

1. 受注者は、設計業務等における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 主任技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
3. 主任技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の資格保有者、土木学会認定土木技術者（特別上級、上級又は1級技術者）又はその他の資格の保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。なお、その他の資格は、発注案件に応じ個別に設定する。
4. (欠)
5. 主任技術者は、監督員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
6. 主任技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。
7. 主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。
8. 主任技術者は、照査技術者を兼ねることはできない。

### 第1108条 照査技術者及び照査の実施

1. 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。  
詳細設計においては、成果物を取りまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を

行うための照査（以下、「赤黄チェック」という）を原則として実施する。

なお、赤黄チェックの資料は、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。

- (1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- (2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはRCCMの資格保有者であり特記仕様書に定める業務経験を有しなければならない。
- (3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- (4) 照査技術者は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- (5) 照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を、発注者に提示するものとする（詳細設計に限る）。
- (6) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ主任技術者に提出するものとする。
- (7) 以下に定める詳細設計における基本事項の照査は「詳細設計照査要領」に基づき実施するものとする。

I 樋門・樋管詳細設計

II 排水機場詳細設計

III 築堤護岸詳細設計

IV 道路詳細設計（平面交差点を含む）

V 橋梁詳細設計

VI 山岳トンネル詳細設計

VII 共同溝詳細設計

VIII 仮設構造物詳細設計

3. 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。